



TO: 各位様

株式会社 築港  
国際複合輸送課  
2011年11月21日

～ 中国向け危険物 レポート (2011年11月21日更新) ～

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中国危険化学品安全管理条例が2011年12月1日(木)より施行されます。同法では危険化学品の生産、経営、貯蔵、輸送、使用について規定されており、同法施行以降、中国に危険化学品を輸入する場合は、輸入通関時のトラブル軽減のためにも、中国語版MSDSの具備、GHSラベル(中国語)貼付はもとより、輸入者による生産、経営、貯蔵、輸送、使用にかかる必要許認可の有無等、同法の要求事項を備えているか事前にご確認いただくことをお勧め致します。

又、その他危険品に関する法規制について概要記載しておりますので、合わせてご確認の程宜しくお願い致します。

(1) 危険品化学品安全管理条例について

- ・危険化学品とは、「危険化学品目録」に記載されている物質のことをいいます。  
「危険化学品目録」は、随時更新されております。
- ・本条例は、危険化学品の生産、経営、貯蔵、輸送、使用について規定しております。
- ・危険品化学品を輸出入、運送する場合は、下記事項に留意が必要です。
  - ✓ 輸入者が危険化学品経営許可免許を取得していること
  - ✓ 中国語版MSDSを準備すること
  - ✓ 貨物にGHSラベル(中国語)を貼付すること
- ・輸送・保管については、これまで通り危険品の(保管、運送)許可を受けた業者が作業を行います。
- ・中国に輸入してから、倉庫でGHSラベルを貼付することはできません。(中国公海において義務が発生しますので、輸出国で事前にラベル貼付、MSDS準備が必要となります。)
- ・本条例について、猶予期限はありません。(本条例は、発効済です。)

(2) 新規化学物質環境管理弁法について

- ・本法令は、「中国現有化学物質名録」に含まれていない物質(新規化学物質)について、申告が必要となります。  
⇒日本の『化審法に基づく新規化学物質の届出』に近いと思われます。
- ・数量その他によって、“一般”、“簡易”、“備案”に申告方法が分かります。  
(要求される資料やリスク管理体制が異なります。)
- ・本法令の申告については輸入者が行うこととなりますが、一般的にはコンサル業者を利用して申告を行っているようです。
- ・対象外の規定もございます。(医薬品、農薬、化粧品、食品、等々)



### (3) 有害化学品輸出入環境管理規定について

- ・本規定は、『中国厳格制限輸出入する有毒化学品目録』にある化学品を輸出入する際、環境部に登録証申請の必要があります。
- ・含有成分の中に、対象物質が含まれる場合は、
  - ①海外の輸出者が中国化学品登記センターに『有毒化学品輸入環境登記証』の取得申請を行います。
  - ②『有毒化学品輸入環境登記証』（有効期限：2年）を取得した後、中国国内の輸入者が本登記証とその他必要書類を持って『輸入通行通知書』の取得申請を行います。
  - ③『輸入通行通知書』（有効期限：6ヶ月）を取得した後、輸入手続きを開始します。

中国への輸出の際は、輸入者及び輸出する貨物が上記レポートの法令に該当するかどうか、該当する場合は要求事項を満たしているかどうか、改めてご確認の上進めていただくようお願い申し上げます。

#### 本レポートについてのお問合せ先

株式会社 築港 国際複合輸送課

担当：森田

TEL：03-5730-4051 FAX：03-5730-4055

MAIL：[morita@chikko.co.jp](mailto:morita@chikko.co.jp)

筑港国際貨運代理（上海）有限公司

担当：濱田

TEL：01086-21-2215-7736 FAX：2215-7735

MAIL：[hamada@chikko.cn](mailto:hamada@chikko.cn)

※今後も中国側危険化学品の取締り実情に応じ、不定期に情報更新してまいります。